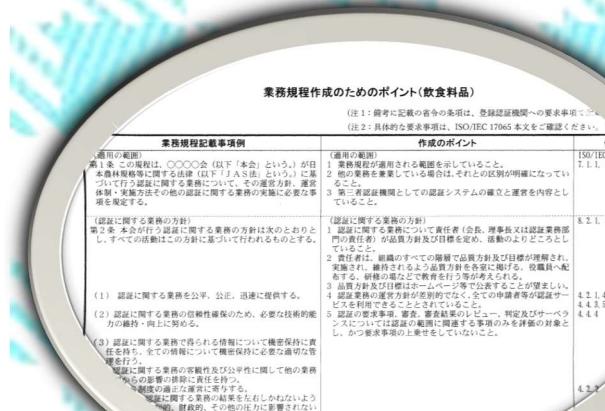


登録認証機関の業務規程作成のポイントを改訂しました!!



- 業務規程を作成するにあたり、ポイントがひとめでわかる。
- 省令やISO要求項目の関連がわかる。

令和5年
10月版

認証機関 業務規程作成のためのポイント

A4版 36ページ 定価：本体1,650円（税込）

会員(賛助会員含む)は、20%引きにて販売します。

- 令和4年に施行された改正JAS法にもとづき、新しく定められた内容を盛り込み改訂しました。
- 登録認証機関になる予定の機関だけでなく、既存認証機関の業務規程の変更時のチェック用にも活用できます。

出版物申込書		※一般社団法人日本農林規格協会(JAS協会)宛に FAX 03-3249-9388 送信してください。				事務局記入欄
注文数量	「飲食料品」	×	_____冊	×	1,650円(会員1,320円)税込	
	「地鶏肉・有機・生産情報」	×	_____冊	×	1,650円(会員1,320円)税込	
	「林産物」	×	_____冊	×	1,650円(会員1,320円)税込	
団体・企業名			部署名			
氏名			e-mail			
住所	〒 -					
TEL			FAX			
JAS会員番号	_____	_____	_____	_____	_____	
※会員の方はご記入下さい						

■お申込の流れ ■ [お客様] お申込→ [JAS協会] 受注確認のご連絡→ [お客様] お支払→ [JAS協会] 入金確認後発送

■お問い合わせ ■ 一般社団法人日本農林規格協会 (JAS協会) ☎03-3249-7120

JAS協会

検索

【冊子のご紹介】

「認証機関 業務規程作成のポイント」は登録認証機関の業務規程の参考となるべく従来から当協会にて発行している冊子です。

今回令和4年10月から施行された改正JAS法及び省令等をふまえ、その内容を加え改訂した令和5年10月版を作成しました。

これから登録認証機関になろうとされる団体、及び登録認証機関で、改正された法律や省令に今の業務規程が対応できているかどうかのチェックをされる方にお勧めの冊子です。

【改訂の概要】

当冊子は、従来同様「飲食料品」、「地鶏肉・有機・生産情報」、「林産物・畠表」の3部を作成しています。主な変更点は以下の通りです。

(1) 語句の修正

改正された省令の条文、参照するQ&Aの番号の変更を行いました。

(2) 内容の修正

内容の修正点は、法第19条4項に基づく、認証機関相互の情報提供についての加筆となります。

【レイアウト】

従来通り左欄に、業務規程のひな形を、右欄に作成のポイントの解説及び参照する省令、ISOの項番が記載されています。

【サンプル】

(認証事項の確認)

第36条 本会は、認証製造業者が、その後も継続して認証の技術的基準を満たしていること並びにJASに適合する製品を供給する能力を維持していることを確認するため、別に定める認証事項確認調査マニュアル及び製品検査マニュアルに基づき、書類及び実地における認証事項の確認調査並びにJAS格付製品のJASへの適合性の確認検査を行うものとする。

2 認証事項の確認の頻度は、認証年月日又は前回の認証事項の確認調査日（第37条及び第38条の規定による臨時確認調査を除く。）からおおむね1年を超えない期間内とする。

3 認証事項の確認に係る実施方法は、第24条第5項から第30条の規定に準じて行うこととするが、第26条の規定によらず事前の通知なしに調査を行うことができるものとし、第27条第4項の規定によらず製品検査の試料は可能な限り市場で購入するものとする。

(認証事項の確認)

1 認証事項の確認はおおむね年に1回認証時の審査の方法に準じて行うこととする。
2 認証事項の確認調査結果に基づき調査報告書を作成し、引き続き認証の技術的基準に適合及びJASに適合する製品を供給する能力を維持しているかどうか判定を行うこととしていること。

3 製品の確認検査のサンプルは市場又は実地調査時に購入するものとする。
4 製品検査はJAS製品がJASに適合しているかどうかをJASに定める方法で測定すること等により行う。

5 確認調査を定期的に行う調査に加え、無通告で行う手順を認証事項確認調査マニュアル及び製品検査マニュアルに定めておくこと。

7.9.3, 7.9.4, 7.9.1
7.9.1注記2
省令第48条第1項第2号へ
平成18年農林水産省告示第217号
省令第48条第1項第2号へ、ハ
7.9.3

省令第48条第1項第2号ニ
Q&A問16～問21

具体的な手順は各機関が定めるようガイドしています。

省令の番号とQ&Aの番号を改正後にあわせました。